

大分ホーバークラフト 意匠及び画像利用マニュアル



大分県企画振興部
交通政策局交通政策企画課

2024年4月 (v1.0.1)

改訂履歴

バージョン	発行日	改訂箇所	改訂内容
1.0.0	令和5年11月13日		初版発行
1.0.1	令和6年4月1日	表紙 p1	組織名の変更

はじめに

●申請する前に必ずお読みください

- ・大分ホーバークラフトの意匠及び画像の利用には、著作権法に定める著作権の制限に該当する場合を除き、必ず利用許諾申請が必要です。

●このマニュアルについて

- ・このマニュアルは、県が大分空港へのアクセス改善のため導入した「ホーバークラフト」がグッズ等によって県内外に発信されることにより、大分県及び大分ホーバークラフトの周知・PRに寄与することを目的とし、大分ホーバークラフトの意匠及び画像を利用する皆様が円滑に申請を行えるように作成したものです。
- ・併せて「大分ホーバークラフト意匠及び画像等の利用に関する規程」もご確認のうえ、申請をお願いします。なお、マニュアルは随時改訂されます。必ず最新版をご確認ください。
- ・このマニュアルにおける意匠及び画像利用の対象となるホーバークラフトは、以下の3隻を指します。

1 番船 Baien	2 番船 Banri	3 番船 Tanso
		

●申請書等提出窓口、問い合わせ先について

大分県 企画振興部 交通政策局 交通政策企画課 交通企画・空港班

TEL:097-506-2163 FAX:097-506-1731 Mail:a10530@pref.oita.lg.jp

申請の流れについて

「大分ホーバークラフト意匠及び画像の利用に関する規程」および本マニュアルを確認



意匠利用の場合
(例) 船体をデフォルメしたデザイン
を自作し商品をつくりたい

画像利用の場合
(例) 県が所有しているホーバーの画像
を使って商品をつくりたい



意匠を利用したデザインを作成する
(交通政策課への事前相談も可)

利用したい画像番号を交通政策課へメール
し、画像データの提供を受ける

企画書 (デザイン、レイアウト、原稿、
設計図等) を作成

利用許諾申請 (様式第 1 号) の提出

県による審査
(2~4週間程度)
許諾

不許諾

利用不許諾書
(様式第 3 号) の受理

利用許諾書 (様式第 2 号) を受理、
許諾書に記載されている許諾番号 (大分県ホーバー第 ●●号) を物件に表示する

物件の完成後
速やかに

完成品の写真またはサンプルを提出

意匠の利用について

ホーバークラフト 1 番船、2 番船、3 番船の意匠を用いたグッズ（立体物・平面物を問わず）を作成するにあたっては、以下の点にご注意ください。

● 意匠利用にあたっての注意点

【共通事項】

- ・柄や色の変更など、新たなデザインの追加をしないでください。
（船体デザインのキーカラーは、白・黒・紺・赤となっているため、これ以外の色を用いた船体デザインの変更は禁止します。）
- ・船体デザインと船名が一致しない組み合わせを禁止します。
（例：1 番船Baïenのイラスト + 2 番船Banriの船名ロゴの組み合わせなど）

【デフォルメ】

- ・船体デザインに対する、ある程度のデフォルメは許容しますが、ホーバークラフトの構成パーツである「プロペラ」「コックピット及び客室」「リフトファン」「スカート」の省略は原則として不可とし、ホーバークラフトとしてのシルエットを保ったデザインとしてください。

【写真撮影】

- ・「船体の写真撮影をしたいので、〇〇日の〇時に〇〇の区間を走らせてほしい」といった依頼については、運航の妨げとなることから、原則として対応できません。

画像の利用について

利用申請が可能な画像は、別表「利用可能な画像一覧」のとおりです。
画像データとして、「AIデータ」または「JPEGデータ」での提供が可能です。

利用にあたっては、以下の点にご注意ください。

● 画像利用にあたっての注意点

【共通事項】

- ・船体デザインの柄や色の変更など、新たなデザインの追加をしないでください。
- ・船体デザインと船名が一致しない組み合わせを禁止します。
（例：1番船Baïenのイラスト＋2番船Banriの船名ロゴなど）
- ・船体の画像に長体をかけたり、歪めたりしないでください。
- ・画像の反転は禁止します（船名やナンバーも反転するため）

【船名ロゴ】

- ・船名やナンバーのロゴは、「黒文字・白抜き」以外の色で使用しないでください。
また、文字間を変える・変形させる・3D文字にする・影をつけることはしないでください。

【船体イラスト】

- ・パーツをばらさずに利用してください。線の太さや色味の変更もしないでください。

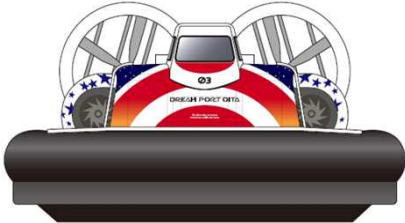
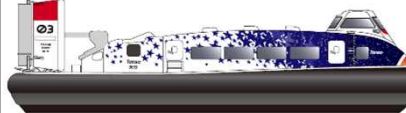




利用可能な画像一覧①

※(1)から(8)はJPEGデータ、(9)から(23)はAIデータでの提供

<p>(1) 全体イメージ</p>	<p>(2) 全体イメージ (文字なし)</p>	<p>(3) 1 番船Baïen</p>	<p>(4) 2 番船Banri</p>
			
<p>(5) 3 番船Tanso</p>	<p>(6) 1 番船Baïen (切り抜き)</p>	<p>(7) 2 番船Banri (切り抜き)</p>	<p>(8) 3 番船Tanso (切り抜き)</p>
			
<p>(9) 1 番船Baïenイラスト (正面)</p>	<p>(10) 1 番船Baïenイラスト (右側)</p>	<p>(11) 1 番船Baïenイラスト (左側)</p>	<p>(12) 2 番船Banriイラスト (正面)</p>
			

利用可能な画像一覧②

※(1)から(8)はJPEGデータ、(9)から(23)はAIデータでの提供

(13) 2番船Banriイラスト (右側)	(14) 2番船Banriイラスト (左側)	(15) 3番船Tansoイラスト (正面)	(16) 3番船Tansoイラスト (右側)
			
(17) 3番船Tansoイラスト (左側)	(18) 1番船Baïenロゴ (縁有り)	(19) 1番船Baïenロゴ (縁なし)	(20) 2番船Banriロゴ (縁有り)
			
(21) 2番船Banriロゴ (縁あり)	(22) 3番船Tansoロゴ(縁有り)	(23) 3番船Tansoロゴ (縁なし)	
			

Q&A

Q1 申請してからどのくらいで許諾されますか。

A1 申請受付から許諾まで2～4週間程度お待ちいただく場合があります。期間に余裕をもって申請してください。

Q2 イラストの画像データはどのような形で入手できますか。

A2 「利用可能な画像一覧」をご確認いただき、利用したい画像の番号をメールでご連絡ください。なお、画像データは「AIデータ」「JPEGデータ」でのみ提供可能です。

Q3 申請書等の提出方法について教えてください。

A3 HPから様式をダウンロードし、必要事項を記載のうえ提出していただきます。この際、様式の提出はeメール、郵送、FAX、直接持込・・・いずれの方法でも構いません。また、社印等の押印は不要です。

Q4 個人が利用する場合でも申請が必要ですか。

A4 個人が趣味等で利用する場合は、原則として不要です。ただし、規程第7条（利用許諾の制限）の各号に該当しない場合に限りです。